PRESS RELEASE

R8.10.28(水)
愛媛県労政雇用課

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給決定取消について

下記の事業主について、国において雇用調整助成金を不正に受給したことが確認され、同助成金の支給決定が取り消されたことから、同社に対し、下記のとおり標記助成金の支給決定を取り消すとともに、本県へ返還するよう命令しましたので、お知らせします。

【概要】

事 業 主　名称　　株式会社瀬戸内ブランディング
　　代表者名　代表取締役　冨田　弘
　　所在地　　松山市東垣生町 396-5
助成金名　愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金
取消年月日　令和８年 10 月 28 日
取消理由　国の雇用調整助成金の支給決定取消による
返還命令金額　43,344 円
　　※加算金については、別途請求

【問合せ先】

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課
主幹 今津、 担当係長 白石 TEL 089-912-2501